

燕市幼児保育・幼児教育基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 燕市幼児保育・幼児教育基本計画（以下「基本計画」という。）の計画立案に係る重要な事項を審議し、総合的な推進を図るため、燕市幼児保育・幼児教育基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 基本計画の円滑な推進のための総合調整に関する事項
- (3) その他基本計画に係る重要事項に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 燕市民生委員児童委員協議会委員
- (3) 保育園児及び幼稚園児の保護者
- (4) 私立保育園長及び私立幼稚園長
- (5) 市立小学校長
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から目的達成の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。